佐野市道路及び公園等 LED 照明整備維持管理事業

仕様書

令和4年8月

佐 野 市

目 次

1	本書の位置付け・・・・・・・・・・・・1
2	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3	遵守すべき法令等・・・・・・・・・・・3
4	担当職員の権限・・・・・・・・・・・・・5
5	受注者の相互協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
6	事業の一時中止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7	仕様の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
8	完了確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
9	検査·····6
10	引渡し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
11	履行報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
12	事業又は施工における対象物の所有権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
13	安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
14	文化財の保護・・・・・・・・・7
15	交通安全管理·····7
16	守秘義務9
17	整理整頓・・・・・・・・・・・・・・・・9
18	良好な作業環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
19	発見・拾得物の処置・・・・・・・・・・・・9
20	後片付け・・・・・・9
21	事故報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
22	休日または夜間の作業連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・9
23	受注者に対する措置請求・・・・・・・・・・・・・・・・・9
24	関係官公庁への手続等・・・・・・・・・・・・10
25	不可抗力による損害・・・・・・・10
26	臨機の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
27	暴力団等による不当介入・・・・・・・・・・11
28	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

調査・設計及び施工監理編

1	適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	事業期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	事業場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
5	調査・設計及び施工監理対象設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
6	調査·設計計画書······	
7	現地調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8	電力契約の整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
9	照明施設管理用データの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
10	施工計画基準の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
11	道路照明仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
12	アンダーパス照明仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
13	公園照明仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
14	その他の仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
15	施工計画基準の承認、引継ぎ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
16	施工監理·····	19
施エ	三編	
1	適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
2	事業期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
3	事業場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
4	施工対象設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
5	施工計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
6	施工の下請負・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
7	連絡受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
8	施工現場発生品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
9	建設副産物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
10	施工管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
11	材料確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
12	材料保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
13	環境対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24

14	4 施工手順(屋外)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•25
15	5 施工手順(屋内)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
16	6 管理プレートの設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
17		
18		
19	9 電力契約の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·27
20	つ 省エネルギー効果の計測・検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
21	1 都市公園台帳の更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•27
22	2 照明施設管理用データの更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 28
23	3 佐野駅前広場特殊照明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 28
	持管理編	
	27.3	29
2	· viscoulos	29
3		29
4		29
5		29
6		30
		30
8	更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30

巻末資料

【別紙1】事業対象照明集計表

【別紙2】佐野駅前広場 LED 化方針図

共通編

1 本書の位置付け

本仕様書(以下「本書」という。)は、佐野市(以下「発注者」という。)が、佐野市道路照明、公園照明等 LED 化事業(以下「本事業」という。)を実施する事業者(以下「受注者」という。)を募集及び選定するに当たり、「募集要項」と一体のものとして提示するものである。

また、受注者の遂行する事業に係る仕様を示すことを目的としている。

なお、本書は本事業の基本的な内容について定めるものであり、本書に明記されていない項目であっても、本事業を実施する受注者の責任において、完備または遂行するものとする。

2 用語の定義

(1) 担当職員

佐野市都市建設部都市整備課及び道路河川課並びに産業文化スポーツ部スポーツ推進課に配置し、必要な打合せ、協議、確認等の事業を遂行する者をいう。

(2) 最終提案書

最終提案書とは、契約候補者との提案内容の協議後の提案書をいう。

(3) 契約図書

契約図書とは、募集要項、本書、最終提案書、基本契約書、各個別契約書をいう。

(4) 指示

指示とは、担当職員が受注者に対し、必要な項目について書面により示し、実施させることをいう。

(5) 請求

発注者または受注者が契約内容の実施あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

(6) 承諾

承諾とは、担当職員または受注者が書面により同意することをいう。

(7) 協議

協議とは、発注者または担当職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(8) 提出

提出とは、担当職員が受注者に対し、または受注者が担当職員に対し事業に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

(9) 提示

提示とは、担当職員が受注者に対し、または受注者が担当職員または確認者に対し事業に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

(10) 報告

報告とは、受注者が担当職員に対し、事業の状況または結果について書面により知らせることをいう。

(11) 通知

通知とは、発注者と受注者の間で、担当職員が受注者に対し、または受注者が担当職員に対 し、事業に関する項目について、書面により互いに知らせることをいう。

(12) 連絡

連絡とは、発注者と受注者の間で、担当職員が受注者に対し、または受注者が担当職員に対し、 緊急で伝達すべき項目等について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要 な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

(13) 書面

書面とは、手書き、印刷物等による打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。

ア 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な 書面と差し替えるものとする。

イ 電子納品を行う場合は、別途担当職員と協議するものとする。

(14) 写真

写真とは、着手前及び完了、管理の手段として完了後目視できない箇所の状況、出来形寸法、品質管理状況、事業中の災害写真等を撮影したものをいう。また、写真の撮影時点等については、調査・設計及び施工監理編、施工編、維持管理編に従う

(15) 帳票

帳票とは、施工計画書あるいは事業計画書、打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の 定型様式の資料、及び打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。

(16) 確認

確認とは、担当職員または受注者が臨場または関係資料により、その内容について契約図書と の適合を確かめることをいう。

(17) 立会

立会とは、担当職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

(18) 修補

発注者が確認時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が 行うべき修繕、訂正、補足その他の措置をいう。

(19) 現場発生品

現場発生品とは、事業の実施により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

(20) JIS規格

JIS規格とは、日本工業規格をいう。

(21) 施工計画基準

施工計画基準とは、灯具種類や設置場所などの条件に応じた施工方法、選定する灯具などを 定めた書類をいう。

(22) 施工計画書

施工計画書とは、施工に必要となる現場体制、計画工程、緊急時の体制、建設副産物の処理 方法などを定めた書類をいう。

3 遵守すべき法令等

本事業の実施にあたり、以下の法制度等並びに調査・設計及び施工並びに維持管理等の提案内容に応じて関連する関係法令、条例、規則等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の仕様と照合のうえ適宜参考にする(各々最新版を適用する)。

(1) 法令

- ·地方自治法
- •消防法
- •道路法
- •道路交通法
- •道路運送法
- •都市公園法
- •環境基本法
- ·水質汚濁防止法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- •大気汚染防止法
- •騒音規制法
- •振動規制法
- •悪臭防止法
- •建設業法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律
- •土壤污染対策法
- •自然環境保全法
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネルギー法)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律
- •電気事業法
- •労働安全衛生法
- •労働基準法
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・土木・電気の各種関係資格法及び労働関係法
- •下請代金支払遅延等防止法
- •健康保険法

- ・個人情報の保護に関する法律
- •中小企業退職金共済法
- ・建設労働者の雇用の改善等に関する法律
- ・出入国管理及び難民認定法
- その他関連法令等

(2) 条例等

- ・本事業に係わる佐野市都市公園条例
- ・本事業に係わる佐野市火災予防条例
- 本事業に係わる佐野市環境基本条例
- ・本事業に係わる佐野市水と緑と万葉のまち景観条例
- ・佐野市建築物等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例
- •佐野市財務規則
- ・佐野市生活環境の保全に関する条例
- •佐野市行政手続条例
- ·佐野市個人情報保護条例
- •佐野市情報公開条例
- その他の関連条例等
- (3) 各種基準・指針等
 - 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
 - •建設機械施工安全技術指針
 - ・LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(国土交通省)
 - •道路照明施設設置基準•同解説
 - ・警察庁「安全・安心まちづくり推進要綱」照度基準
 - ·土木工事安全施工技術指針
 - ·電気設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
 - ・(解説)電気設備の技術基準
 - ·都市公園技術標準解説書
 - ·JIS 照度基準
 - ·栃木県土木工事共通仕様書
 - •栃木県業務委託共通仕様書
 - ·公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
 - ・佐野市電子納品運用ガイドライン(第5版)
 - ・栃木県グリーン調達推進方針
 - ・建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)
 - ・その他の関連基準・指針等
- (4) 法令違反の処置

受注者は、法令等に違反した場合に発生する責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

4 担当職員の権限

- (1) 担当職員は、受注者に対する指示、承諾、協議または連絡等の権限を有する。
- (2) 担当職員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は担当職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により担当職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

5 受注者の相互協力

受注者相互の協力受注者は、関連する事業の受注者と相互に協力しなければならない。また、他受注者が行う、関連する事業が同時に実施される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

6 事業の一時中止

- (1) 発注者は、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、事業の全部または一部の事業について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象(以下「天災等」という。)による事業の中断については、適切に対応しなければならない。
- (2) 発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは担当職員の指示に従わない場合等、担当職員が必要と認めた場合には、事業の中止内容を受注者に通知し、事業の全部または一部の事業について 一時中止させることができる。

7 仕様の変更

(1) 仕様の変更事由

発注者は、本事業期間中に、次の事由により仕様を変更する場合がある。

- ・法令等の変更により事業内容が著しく変更されるとき。
- ・天災等の発生や事故等により、特別な事業内容が常時必要なときまたは事業内容が著しく変 更されるとき。
- ・本書に定められた内容に生じた疑義、本書によることが困難または不都合が生じたとき。

(2) 仕様の変更手続

発注者は、仕様を変更する場合、事前に受注者と協議を行う。

なお、本書に定められた内容に生じた疑義、本書によることが困難または不都合が生じた場合は、担当職員と協議を行い、措置の有無に関わらず、受注者は記録を整備し、担当職員に提出する。

8 完了確認

下記の確認時期において、担当職員による確認を受けなければならない。

- (1) 現地調査完了時
- (2) 電力契約の照合完了時
- (3) 施工前照明施設管理用データ作成完了時
- (4) 施工計画基準作成時
- (5) LED 化施工完了時
- (6) 省エネルギー効果計測・検証資料提出時
- (7) 各照明施設の維持管理完了時

9 検査

個別契約が完了したときは、その旨を発注者に通知し、発注者の指示に従い、検査を受けなければならない。

10 引渡し

個別契約の検査の結果、合格と認められたときは、速やかに発注者へ成果物を引渡さなければならない。なお、引渡しに当たっては、引渡し目的物の不備不足や損傷等がないかを確認しなければならない。

11 履行報告

受注者は、進捗状況が確認出来る資料を、調査・設計及び施工監理、施工の履行中は毎月、維持 管理期間中は四半期毎に担当職員へ提出しなければならない。

12 事業又は施工における対象物の所有権

調査・設計及び施工監理で引渡される成果物及び施工対象設備(本書施工編記載)等の所有権 は、引渡し時点において所有権が受注者から発注者へ移転する。また、維持管理契約期間中の所有 権はすべて発注者にある。

13 安全確保

(1) 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術調査課、令和4年2月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省、平成17年3月31日)、建築工事安全施工技術指針(平成27年1月20日国営整第216号)を参考にして、常に現場の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は本事業の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

(2) 支障行為等の防止

受注者は、本事業期間中、担当職員及び管理者の許可なくして、公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

(3) 周辺への影響防止

受注者は、本事業の実施に際し現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう行わなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに担当職員へ連絡し、その対応方法

等に関して担当職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと 認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

(4) 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

(5) 第三者の立入り禁止措置

受注者は、現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、 門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

(6) 定期安全研修 訓練等

受注者は、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

(7) 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、記録した資料を整備及び保管し、担 当職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

(8) 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、道路管理者、電気事業者、鉄道管理者、河川管理者、労働基準監督署、公園管理者、施設管理者等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、本事業中の安全を確保しなければならない。

(9) 安全優先

受注者は、本事業中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(令和元年6月 改定 法律第57号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電 気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

14 文化財の保護

(1) 一般事項

受注者は、事業の実施にあたり文化財の保護に十分注意し、事業中に文化財を発見したときは 直ちに本事業を中止し、契約図書に関して、担当職員と協議しなければならない。

(2) 文化財等発見時の処置

受注者が、事業の実施にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に 係る施工等に起因するものとみなし、発注者が、当該埋設物の発見者としての権利を保有するもの である。

15 交通安全管理

(1) 一般項目

受注者は、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは 汚損することのないようにするとともに、特に第三者に施工公害による損害を与えないようにしなけ ればならない。なお、第三者に施工公害による損害を及ぼした場合は、契約図書に基づき、処置す るものとする。

(2) 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る施工にあたっては、交通の安全について、担当職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和2年3月27日内閣府・国土交通省令第一号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(国土交通省、平成18年3月31日改定 国道国防第205号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における施工情報板及び施工説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成22年4月1日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(国土交通省国関整道第8号令和元年5月21日)に基づき、安全対策を講じなければならない。

なお、本事業の施工以外に現地調査や維持管理においても同様の対策を講じるものとする。

(3) 公衆交通の確保

公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

(4) 作業区域の標示等

受注者は、施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。

なお、施工以外に現地調査や維持管理についても同様の対策を講じるものとする。

- (5) ダンプトラック等による過積載等の防止
 - ア 積載重量制限を超過して施工用資材を積み込まず、また積み込ませない。
 - イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しない。
 - ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の納入等にあたっては、資材を納入する業者の利益を不 当に害することのないようにする。
 - エ 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにする。
 - オ 下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける 者または事業に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除す る。
 - カ アから才について、周知徹底する。

(6) 交通誘導警備業務

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線(平成 21 年 9 月 30 日 栃木県公安委員会告 示第 54 号)の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合 格警備員 または二級検定合格警備員を一人以上配置しなければならない。また、上記以外の現場(公園敷 地内等も含む)において交通誘導業務を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警 備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員を一人以上配置するよう努め ることとし、有資格者 の配置ができない場合は、警備業法に基づく所定の教育を受けた者 をこれに代えることができるこ

ととする。なお、上記の交通誘導業務を行う場合は、検定合格警備員が当該警備業務に従している 間は、当該検定合格警備員であることを証する合格証明書を携帯させるとともに、関係人 の請求があるときは、これを提示させなければならない

16 守秘義務

受注者は、事業の実施過程で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

17 整理整頓

受注者は、本事業期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

18 良好な作業環境の確保

受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎 等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

19 発見・拾得物の処置

受注者は、事業中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、担当職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

20 後片付け

受注者は、事業の全部または一部の完了に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び 各種の仮設物を片付けかつ撤去し、事業にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものと する。

21 事故報告書

受注者は、事業の実施中に事故が発生した場合には、直ちに担当職員に連絡するとともに、速やかに事故報告書を提出しなければならない。

22 休日または夜間の作業連絡

受注者は、契約図書に事業時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、現場における作業を行うにあたり、事前に担当職員に連絡しなければならない。

23 受注者に対する措置請求

担当職員は、受注者が事業に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

24 関係官公庁への手続等

- (1) 受注者は、事業の実施にあたり、発注者が行う関係官公庁等への手続の際に協力しなければならない。また受注者は、事業を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速 やかに行うものとする。
- (2) 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を担当職員に報告し協議するものとする。
- (3) 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を担当職員に提示しなければならない。なお、担当職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
- (4) 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。

25 不可抗力による損害

(1) 災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が下記の(2)被害の基準に該当する場合は、直ちに工事災害通知書を担当職員に通知しなければならない。

(2) 被害の基準

- ア 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。
 - (ア)24 時間雨量(任意の連続 24 時間における雨量をいう。)が 80mm 以上
 - (イ)1時間雨量(任意の 60 分における雨量をいう。)が 20mm 以上
 - (ウ) 連続雨量(任意の 72 時間における雨量をいう。)が 150mm 以上
 - (エ) その他契約図書で定めた基準
- イ 強風に起因する場合 最大風速(10 分間の平均風速で最大のものをいう。)が 15m/秒以上あった場合
- ウ 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した 場合
- エ 地震、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般 物件に も被害を及ぼしたと認められる場合

26 臨機の措置

- (1) 受注者は、災害発生時等においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、措置をとった場合には、直ちに関係機関に通報及び担当職員に連絡しなければならない。
- (2) 担当職員は、天災等に伴い、本事業に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

27 暴力団等による不当介入

(1) 一般項目

本事業において、暴力団員等による不当要求または業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(2) 担当職員への報告

(1)により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行なった場合には、速やかにその内容を記載した書面により担当職員に報告しなければならない。

(3) 担当職員との協議

本事業において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、担当職員と協議を行わなければならない。

28 その他

事業期間中に照明施設の増設や減設を実施し、対象の照明施設等の数量等が変動した時は、協議することができることとする。

調査・設計及び施工監理編

1 適用

本事業における現地調査、電力契約の整合、照明施設管理用データの構築、及び LED 照明への施工計画基準の作成と、施工時の施工監理に係る契約図書の内容について、必要な項目を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2 事業期間

個別契約締結の日から令和5年9月30日

3 事業場所

市内全域

道路河川課所管の市道等、都市整備課所管の公園等施設及びスポーツ推進課所管の公園等施設

4 事業内容

- (1) 現地調査:調査·設計計画書作成、現地調査
- (2) 電力契約の整合:電気料金の照合、電力契約の照合、不明・不一致検証
- (3) 照明施設管理用データの構築:管理用データの構築、照明位置図作成
- (4) 施工計画基準の作成: 灯具種類、設置場所ごとの施工方法、灯具の選定
- (5) 施工監理:施工状況確認、施工監理、写真撮影、工事監督業務の補助的業務等

5 調査・設計及び施工監理対象設備

- (1) 対象設備照明の所管及び数量は、別紙1「事業対象照明集計表(以下「集計表」という)」のとおりとする。
- (2) 本編における対象は以下のとおりとする。
 - ・現地調査、電力契約の整合、照明施設管理用データの構築は、上記集計表の内、「②維持管理対象灯数」記載のとおりとする。
 - ・施工計画基準の作成、施工監理は、上記集計表の内「①LED 化対象灯数」に記載のとおりとする。

6 調査・設計計画書

- (1) 受注者は、担当職員と提出時期について協議したうえで、調査・設計計画書を作成し、担当職員に 提出しなければならない。
- (2) 調査・設計計画書には、下記項目を基本とし、記載するものとする。
 - ア 調査・設計工程
 - イ 調査・設計組織計画
 - ウ 連絡体制(緊急時含む)

(3) 変更調查・設計計画書

受注者は、調査・設計計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、着手する前に変更に関する項目について、変更調査・設計計画書を担当職員に提出しなければならない。

(4) その他

調査・設計計画書作成にあたり、地元関係者等との調整により支柱を含んだ撤去や灯具仕様の変更が生じる箇所が数か所あるため、担当職員と協議すること。また、地元関係者等との協議、説明の際は、積極的な対応及び真摯な姿勢を心がけること。

7 現地調査

- (1) 受注者は、発注者より貸与された対象となる照明設備の資料に基づき、全照明設備について現地調査を実施する。
- (2) 現地調査時の写真撮影は、担当職員の承認を得た方法での写真撮影を行う。
- (3) 調査の項目は概ね以下の通りとするが、事前に担当職員と協議して決定した項目について行うこととする。
 - ア 位置情報(所在、路線名又は公園名等、箇所名、照明管理番号等、緯度・経度等)
 - イ 照明種別(ランプ種類、電気容量、灯高、設置用途、支柱形式等)
 - ※電力出力容量が不明確な場合は、その旨を照明施設管理用データ上に記録し、施工時に安定器の型番などの表示内容を確認し補完する。
 - ウ 契約形態(従量、定額、東電お客様番号、引込電柱番号等)及び佐野市管理と疑わしい灯具や本市が把握している情報による現地調査は受発注者間協議によること。
 - ※契約形態が不明又は現地にて解明できない場合は、後続作業の電力契約情報との照合を実施 した後に再度現地確認を行い補完する。
 - エ 履歴情報(設置年月、施工業者、ランプ交換、その他補修)
 - ※貸与資料及び現地確認にて、設置年月等が不明な場合は、担当職員に報告しその取扱いについて協議できることとする。
 - オ 照明器具が取り付けられている支柱等について、錆などの腐食状況を確認し健全度の判定を行 う。なお、道路照明に関しては、道路ストック点検の項目の内、高所作業車を利用しないで確認で きる項目について調査する。また、不健全な支柱等が発見された場合は、その状況報告書を作 成し、担当職員に報告する。
 - カ 現地調査結果(支柱の腐食状況や照明器具、周辺器具の不具合含む)の報告は、様式指定はないが、現地調査後、速やかに担当職員の確認を受けること。
 - ※貸与する設備資料から現地調査を行った結果で設備・灯数が増減することがある

8 電力契約の整合

- (1) 対象照明設備に係る電力契約の整合は、契約電気事業者からの明細書と既設の現地調査の結果を照合し、設備ごとに契約の突合を行い整合させる。
- (2) また、計画的に消灯を実施している照明施設及び現地調査・電力契約の整合の結果、存在の確認できない照明施設について、担当職員と協議の上、契約解除等の必要な手続きを行う。
- (3) 契約不整合(不一致や不存在等)の契約や照明設備が発見された場合は、担当職員と協議しその解明に努める。
- (4) 電力契約の整合の結果について、担当職員に報告する。

9 照明施設管理用データの構築

- (1) 照明施設管理用データの構築
 - ア 現地調査の内容、電力契約の整合を反映させたうえで、本市から 提供された照明施設管理用 データ(案)と既存照明台帳をもとにして、集計方法等にも配慮した見やすくわかりやすい照明施 設管理用データを構築し、担当職員の承認を得ること。

イ 動作する環境

使用する OS は Windows とし、ソフトウェアは Excel2003 から Excel 最新版までの動作において不具合がないものとする。また、アドイン及びマクロの設定は極力行わないこととし、アドイン、マクロの設定が必要である場合は担当職員の承諾を得る。

ウ管理

予期しない問題が発生し、照明施設管理用データが使用不可能となることを回避するため、 事業者においてバックアップを適宜行う。

- エ 照明施設管理用データの構築にあたり、操作方法、入力方法等をまとめた照明施設管理用データのマニュアルを作成する。
- オ アドイン、マクロ及び複雑な計算式を使用した場合は、各々の内容についてマニュアルに説明を 記載する。

(2) 照明位置図作成

管理対象の照明施設について、既存図面(市道網図、公園平面図等)に照明位置を図示する。 作図方法等は、事前に担当職員に承認を得る。

10 施工計画基準の作成

(1) 基本的事項

以下に示す基準・仕様を満たし、省エネルギーの推進による環境に配慮した低炭素社会の実現と経済的な電気料金の削減及び地域経済活性化を目的として最も省エネルギー効果が高くなるよう、道路照明及び公園照明それぞれの施工及び照明器具の選定設計を行うこととする。また、その結果を担当職員に提出し承認を得る。

ア 道路照明(表1)

	既設道路灯	更新設計灯具仕様					
	(種類·W数)	光束	電力契約				
1	水銀灯 80W、100W	2,000lm 以上	20VA 以下				
2	水銀灯 200W、ナトリウム灯 70W	4,000lm 以上	40VA 以下				
3	水銀灯 250W、ナトリウムランフ [°] 110W	6,000lm 以上	60VA 以下				
4	水銀灯 300W、ナトリウム灯 180W	8,000lm 以上	100VA 以下				
5	水銀灯 400W、ナトリウム灯 220W	10,000lm 以上	100VA 以下				

イ アンダーパス照明(表2)

	既設アンダーパス照明	更新設計灯具仕様					
	(種類•W数)	光束	電力契約				
1	蛍光灯20W	1,500lm 以上	20VA 以下				
2	蛍光灯40W	3,000lm 以上	40VA 以下				
3	低圧ナトリウム灯 35W	3,500lm 以上	25VA 以下				
4	低圧ナトリウム灯 55W	5,000lm 以上	40VA 以下				
5	低圧ナトリウム灯 90W	6,500lm 以上	55VA 以下				
6	低圧ナトリウム灯 135W	12,500lm 以上	80VA 以下				
7	低圧ナトリウム灯 180W	17,500lm 以上	115VA 以下				

ウ 公園照明(モールライト、ローポールライト、屋内照明等)(表3)

	既設園路灯 更新設計灯具仕様									
	(種類·W数)	光東電力契								
1	蛍光灯 10~25W	100~400lm 程度	10~20VA 以下							
2	蛍光灯 40~100W	300~1,000lm 程度	10~20VA 以下							
3	水銀灯 100W	2,000lm 以上	25VA 以下							
4	水銀灯 200W、250W	5,000lm 以上	50VA 以下							
5	水銀灯 300W、400W	9,000lm 以上	100VA 以下							

エ その他

前記アイウに定めのない種別については、必要に応じて担当職員と協議し対応するものとする。

11 道路照明仕様

(1) 一般事項

- ア 道路照明灯具の選定基準は、国土交通省「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成27年3月)」(以下「ガイドライン」という。)に適合した国内メーカーの製品とする。
- イ ガイドラインの規格に適合していることを証明する製品仕様書及び根拠書類を提出し、担当職員 に確認を得る。
- ウ 連続照明は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」(国土交通省)に基づき、照度と灯 具設置箇所の形態を設計する。また、局所(交差点等)照明は設置位置と交差点等の路面形状 を考慮し平均照度設計を行った上で適切な器具を選定し、該当する箇所の平均路面照度を、現 況平面図等を使用し照度分布図を作成し担当職員の確認を得る。
- エ それぞれの灯具の平均路面輝度、平均路面照度、照度均斉度(以下「平均路面輝度等」という。)を次のとおりとする。
 - ①連続照明 平均路面輝度 :0.5[cd/m2] 以上
 - ②局部照明 平均路面照度:車道 10 [lx] 以上 歩道 5 [lx] 以上
 - ③照度均斉度 : 車道 0.4 以上 歩道 0.2 以上
 - ※ただし、現場条件等により既存道路照明施設が上記の平均路面輝度等の基準を満足していない い箇所については、担当職員と協議し、対応するものとする。
- オ 灯具のメーカー保証期間は1年間以上であること。

(2) 詳細仕様

ア 適用基準及び規格

- ①JIS C8105-1:2017 照明器具-第1部 安全性要求事項通則
- ②JIS C81052-3:2011 照明灯具-第2-3部:道路及び街路照明灯具に関する安全性要求事項
- ③JIS C8105-3:2011 照明灯具-第3部:性能要求事項通則
- ④JIS C8105-5:2014 照明灯具-第5部:配光測定方法
- ⑤JIS C8131:2013 道路照明灯具
- ⑥JIS C8153:2015 LEDモジュール用制御装置-性能要求事項
- ⑦JIS C8155:2010 一般照明用LEDモジュールー性能要求事項
- ⑧一般社団法人建設電気技術協会:平成 30 年度版
- ⑨道路・トンネル照明器材仕様書・同解説
- ⑩社団法人日本道路協会:平成 19 年 10 月 道路照明施設設置基準・同解説
- ⑪電気用品安全法
- ②電気設備に関する技術基準を定める省令
- (13栃木県道路照明施設設置方針(案)

イ 構造

- ①屋外環境での使用に耐え得る構造であることとし、LED光源及び電源装置の寿命は、灯具周辺温度-20~35°Cの条件で 60,000 時間以上とすること。(この場合、光束維持率 80%を下回る点灯時間を寿命とする。)
- ②器具本体ごと交換可能な構造であること。
- ③電源内蔵型であること。
- ④遮光板が後付け可能な構造であること。

- ⑤1 つ灯具でアーム形ポールとポールヘッド形ポールどちらにも取付可能な構造であること。
- ⑥国際ダークスカイ協会に「星空に優しい照明」として認証された灯具と同形状の灯具であること。

12 アンダーパス照明仕様

(1) 適用基準及び規格

- ア JIS C8105-1:2011 照明器具-第1部 安全性要求事項通則
- イ JIS C8105-3:2011 照明器具-第3部 性能要求事項通則
- ウ JIS C8153:2009 LEDモジュール用制御装置-性能要求事項
- エ JIS C8154:2009 一般照明用LEDモジュール-安全仕様
- 才 電気用品安全法
- 力 JIL5004-2018 改正対応版「公共施設照明器具」

(2) 構造

- ア 屋外環境での使用に耐え得る構造であることとし、LED光源及び電源装置の寿命は、灯具周辺温度-10~35℃の条件で 40,000 時間以上とすること。(この場合、光束維持率 85%を下回る点灯時間を寿命とする。)
- イ 器具本体ごと交換可能な構造であること。
- ウ 電源内蔵型であること。
- エ その他の仕様は、11道路照明仕様に準じること。

13 公園照明仕様

(1) 一般事項

- ア 公園照明灯具の仕様は、一般財団法人日本公園緑地協会「都市公園技術標準解説書(令和元年版)」(以下、「解説書」という。)に適合した国内メーカー製品とする。
- イ 解説書の規格に適合していることを証明する製品仕様書及び根拠書類を提出し、担当職員に確認を得る。
- ウ 灯具のメーカー保証期間は1年間以上であること。
- エ 点灯方式及び時間(計画停電箇所含む)は既設設備の状態と同様とすることを基本とするが、改善が必要な箇所については、担当職員に承認を得てから変更する。
- オ その他

現地の取付状況等によって設計した照明が所定の性能を満足できない場合は、担当職員と協議し対応するものとする。

(2) モールライトの仕様

ア 適用基準及び規格

- ①JIS C8105-1:2011 照明器具-第1部 安全性要求事項通則
- ②JIS C8105-3:2011 照明器具-第3部 性能要求事項通則
- ③JIS C8153:2009 LEDモジュール用制御装置-性能要求事項
- ④JIS C8154:2009 一般照明用LEDモジュール-安全仕様
- ⑤電気用品安全法

イ 構造

- ①屋外環境での使用に耐え得る構造であることとし、LED光源及び電源装置の寿命は、灯具周辺温度-20~35°Cの条件で60,000時間以上とすること。(この場合、光束維持率85%を下回る点灯時間を寿命とする。)
- ②地面の照度は 5~30 [lx]を基準とする。但し、既設灯具の照度を考慮した施工計画案を優先する。
- ③器具本体ごと交換可能な構造であること。
- ④電源別置型であること。
- ⑤遮光板が後付け可能な構造であること。
- ⑥白色(5000K)、電球色(3000K)の光源色を選定できること。また、Ra70以上であること。
- (7) ϕ 48.6、 ϕ 60.5、 ϕ 76.3、 ϕ 89.1 のポール径全てに取付可能な構造であること。
- (3) ローポールライトの仕様

ア 適用基準及び規格

- ①JIS C8105-1:2011 照明器具-第1部 安全性要求事項通則
- ②JIS C8105-3:2011 照明器具-第3部 性能要求事項通則
- ③JIS C8153:2009 LEDモジュール用制御装置-性能要求事項
- ④JIS C8154:2009 一般照明用LEDモジュール-安全仕様
- ⑤電気用品安全法

イ 構造及び要求仕様

- ①既設灯具の交換とする。但し、協議によりポールまで交換してもよい。
- ②屋外環境での使用に耐え得る構造であることとし、LED光源及び電源装置の寿命は、灯具周辺温度 0~35°Cの条件で 40,000 時間以上とすること。(この場合、光束維持率 70%を下回る点灯時間を寿命とする。)
- ③器具本体ごと交換可能な構造であること。
- ④光源は、電球色または温白色(2700K~3500K 程度)とする。
- ⑤電球色(2700K)、温白色(3500K)の光源色を選定できること。また、Ra70 以上であること。
- ⑥ ϕ 80、 ϕ 100、 ϕ 101.6、 ϕ 102、 ϕ 120 のポール径全てに取付可能な構造であること。

(4) 屋内照明の仕様

ア 適用基準及び規格

- ①JIS C8105-1:2011 照明器具-第1部 安全性要求事項通則
- ②JIS C8105-3:2011 照明器具-第3部 性能要求事項通則
- ③JIS C8153:2009 LEDモジュール用制御装置-性能要求事項
- ④JIS C8154:2009 一般照明用LEDモジュール-安全仕様
- ⑤電気用品安全法
- ⑥JIL5004-2018 改正対応版「公共施設照明器具」

イ 構造及び要求仕様

- ①LED光源及び電源装置の寿命は 40,000 時間以上とすること。(この場合、光東維持率 85%を下回る点灯時間を寿命とする。)
- ②器具本体ごと交換可能な構造であること。

14 その他の仕様

- (1) 設計において LED 改修の際に大きなデザイン変更がある場合や取り付け構造上選定する照明が 基準及び仕様条件を満たさない場合については、担当職員と協議し対応することとする。
- (2) 既存の遮光板が設置されている場合、灯具交換後、元の状態に復旧すること。
- (3) 計画的に消灯を実施している照明は、担当職員と協議し対応すること。

15 施工計画基準の承認、引継ぎ

前記10~14を踏まえ、灯具種類や設置場所などの条件に応じた施工方法、選定する灯具など定めた施工計画基準を作成し、担当職員の確認を受けたのち、施工役割を担う構成員へ引継ぐものとする。

16 施工監理

(1) 施工開始前

- ア 施工計画基準及び施工計画書に基づき、施工監理実施計画書を作成し、担当職員の確認を受けることとする。
- イ 施工役割を担う構成員と事前協議を行い、施工計画書について照査する。
- ウ 施工計画基準及び施工計画書に基づき、各種照明機器及び関連部材の調達可能時期、施工開始時期、及び施工完了時期を確認し、工事工程表の見直しが必要な場合は、速やかに施工計画書の修正を指示し、担当職員に報告する。

(2) 施工中

- ア 施工における各現場事務所(仮設事務所等)の整備状況を確認し、安全対策の確認を行う。
- イ 安全対策に疑義がある場合は、是正を指示し、その処置状況を再度確認する。
- ウ 安全対策が確認された時、担当職員に施工開始の報告を行いその承認を受ける。
- エ 施工中は、各現場を定期巡回し、安全管理体制の確認と作業進捗確認を行い、毎月担当職員に 報告を行う。
- オ 全ての施工現場の全施工状況について把握し、問題があれば適宜現場事務所に赴き、現場責任者と協議する。
- カ 計画どおりの進捗が図られていない場合や工事が遅延する恐れがある場合は、速やかに現場 責任者と協議を行い、担当職員に報告する。
- キ 施工終了時においては、施工契約に関する全ての完成図書等について現地仕上がり状況も併せて確認し、疑義がある場合は、是正を指示し、その処置状況を再度確認する。
- ク 施工計画通りの手順や内容で施工していることや仕様書に定められた施工管理を実施しているかを確認し、その結果を記録する。また、施工方法ごとに代表1箇所において、施工状況写真を詳細に撮影することを基本とするが、撮影頻度等は担当職員と協議の上、決定する。

(3) 施工後

(1)、(2)に関して、施工監理報告書を提出する。

(4) その他

- ア 対象の照明施設等の数量等が変動した際の変更数量及び変更契約金額の算出等に関する資料を作成する。
- イ 個別契約において、部分払い請求があった場合の工事出来高調書等を作成する。
- ウ 工事監督業務の補助的業務(協議、立会い、検測及び観察など)も本事業に含むものとする。なお、具体的な業務内容は担当職員と協議すること。
- エ 施工編において、担当職員との協議、提出、提示等(以下、「担当職員との協議等」という)が求められているすべての事項について、事前に調査・設計及び照明施設管理用データ構築並びに施工監理役割(以下、「調査・設計・施工監理等役割」という)を担う構成員が内容を審査し、必要に応じて是正等を指示すること。また、その是正状況を確認した後、調査・設計・施工監理等役割を担う構成員が担当職員との協議等を主体的に行うこと。

施工編

1 適用

本事業の LED 化施工に係る、必要な項目を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2 事業期間

個別契約締結の日から令和5年9月30日

3 事業場所

市内全域

道路河川課所管の市道等、都市整備課所管の公園等施設及びスポーツ推進課所管の公園等施設

4 施工対象設備

- (1) 対象設備照明の所管及び数量は、別紙1「事業対象照明設備集計表(以下「集計表」という)」のと おりとする。
- (2) 本編における対象は以下のとおりとする。
 - ・施工対象は、上記集計表の内、「①LED 化対象灯数」に記載のとおりとする。
 - ・管理プレートの設置における対象設備照明は、上記集計表の内、「③管理プレート数(概数)」に記載のとおりとする。

5 施工計画書

- (1) 受注者は、LED 化施工着手前に、最終提案書に基づき、施工計画書を担当職員に提出しなければならない。
- (2) 施工計画書作成・提出に際しては、調査・設計・施工監理等役割を担う構成員の照査を受けるものとする。
- (3) 施工計画書は、次の項目について作成しなければならない。また、担当職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。
 - ア 計画工程表
 - イ 現場組織表及び施工体系図
 - ウ 緊急時の体制及び対応
 - エ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法(再生資源利用・促進計画書)
 - オ その他(受注者、発注者が施工上必要な項目)

(4) 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、着手する前に変更に関する項目について、変更施工計画書を担当職員に提出しなければならない。また、この場合でも、調査・設計・施工監理等役割を担う構成員の照査を必要とする。

(5) 施工体制台帳

- ア 施工体制台帳を作成し、施工現場に備えるとともに、その写しを担当職員に提出する。
- イ 施工体系図は、各下請負者の施工の分担関係を表示し工事関係者が見やすい場所公衆が見や すい場所に掲げるとともにその写しを担当職員に提出しなければならない。
- ウ 施工体制台帳等変更時の処置

施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度、速やかに担当職員に提出しなければならない。

6 施工の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、施工につき総合的に企画、指導及び調整する。
- (2) 下請負者が営業停止、指名停止期間中でない。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有する。
- (4) 受注者は、地域の事情に精通した市内業者を優先的に活用するよう努めること。

7 連絡受付

受注者は、担当職員からの連絡受付を担う窓口を開設し、緊急的な事象についても現場の対応ができるよう、体制をとる。

8 施工現場発生品

受注者は、本事業中に発生した現場発生品については、担当職員の指示によるものとする。 あわせて現場発生品調書を作成し、担当職員に提出しなければならない。

9 建設副産物

(1) マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される施工にあたっては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに担当職員に提示しなければならない。

(2) 再生資源利用計画

受注者は、土砂、砕石または加熱アスファルト混合物を施工現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め担当職員に提出しなければならない。

※「建設副産物の処理基準(案)(平成20年4月)栃木県県土整備部」による。

(3) 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を施工現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め担当職員に提出しなければならない。

※「建設副産物の処理基準(案)(平成20年4月)栃木県県土整備部」による。

(4) 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、施工完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を担当職員に提出しなければならない。

(5) 建設副産物情報交換システム(コブリス(COBRIS))

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、施工完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査(センサス)についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を担当職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用(計画・実施)書」及び「再生資源利用促進(計画・実施)書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、担当職員と協議しなければならない。

- (6) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置
 - ア 受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)」(以下「建設リサイクル法」という)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
 - イ 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法 第 18 条に基づき、以下の項目を書面に記載し、担当職員に報告しなければならない。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用

なお、書面は「建設リサイクル法に関する事務処理の手引き(平成 14 年5月)」に定めた様式「再資源化等報告書」とする。受注者は本作業において1件の指示書の作業内容が「建設リサイクル法」第9条第1項に該当する場合は、本法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

- ウ 撤去した道路照明・公園照明等の灯具に水銀などの有害な物質を含んでいる場合があるため、 処分は関係法令に遵守し、特に注意して処分する。また、作業中に撤去した照明灯具を破損させた 場合は、有害な物質が拡散しないよう対応できる準備をする。
- (7) 建設副産物関係書類等の作成及び提出
 - ア 建設廃棄物の処分にあたって、、排出受注者(元請業者)は処理業者と建設廃棄物処理 委託契 約を締結し、その契約書の写しを提出する。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場 合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出する。
 - イ 建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、担当職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料(受入れ伝票、写真、位置図、経路図等)を提示し確認を受ける。
- (8) 建設副産物の管理及び再生材の利用

受注者は、「建設副産物の管理基準(案)」及び「再生材の利用基準」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

(9) PCB(ポリ塩化ビフェニル)の取扱いについて

PCB を有する恐れのある電気機器を発見した場合、直ちに担当職員と協議すること。

10 施工管理

(1) 一般項目

受注者は、施工にあたっては、品質及び出来形が契約図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

(2) 標示板の設置

受注者は、施工に先立ち施工現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、施工名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、施工完了後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、担当職員の承諾を得て省略することができる。

(3) 記録及び関係書類

契約図書に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、施工完了時に担当職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で担当職員からの請求があった場合は提示しなければならない。

11 材料確認

最終提案書で定めた材料であるか、納品書や写真等により、担当職員の確認を得ること。 また、必要に応じて臨場により確認することがある。

12 材料の保管

受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不適当と担当職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。

13 環境対策

(1) 環境保全

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、事業の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

(2) 苦情対応

受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ担当職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時担当職員に報告しなければならない。

(3) 注意義務

受注者は、施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を担当職員に提出しなければならない。

(4) 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、 当該特定特殊自動車の製作等に関する受注者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で 販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使 用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定 特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

(5) 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3月 30 日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を契約図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成 13 年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

(6) 特定調達品目

受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 15 年7月改正 法律第 119 号。「グリーン購入法」という。)」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、担当職員から指示された場合はその調達実績の集計結果を担当職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法や、特定調達品目を使用するに際して必要となる契約図書の変更については、担当職員と協議するものとする。

14 施工手順(屋外)

屋外の施工は、現場での安全を最優先し以下の手順にて行うこととする。

- (1) 施工に先立ち、発注者からの指導及び関係諸法規を遵守した内容により、関係行政機関(道路使用許可、都市公園利用許可等)への届け出を行い、近隣住民や交通に配慮した計画の策定及び施工・施工管理を実施すること。
- (2) 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、作業者の安全に十分配慮した施工・施工管理を実施すること。
- (3) 高所作業車、ローリングタワーの操縦及び組み立ては、それぞれの資格保持者が行うこと。
- (4) 施工場所の安全確保として、現場に応じた交通誘導員を配置し、且つ照明施工を実施していることの注意表示(立て看板等)を行うこと。

- (5) LED 照明取付に合わせて、周辺機器の種類や状態(故障の有無等)を確認すること。
- (6) 破損しないように配慮し既設照明器具を取り外し、LED 照明を取り付けること。
- (7) 取り付け後は器具の落下防止措置を施すこと。
- (8) 照明機器と接続する配線は、容量に応じた新規ケーブルを使用すること。
- (9) 施工後に変更、追加された情報について、調査・設計及び施工監理編で作成した照明施設管理用 データに反映し、照明施設管理用データを更新する。また、位置の変更や撤去、本事業以外におけ る管理移管や照明新設等があった場合は、照明位置図の更新も併せて行なうこと。
- (10) 設置完了後は、試験点灯を行う。
- (11) 作業現場の状況で機器類の取り付けが困難な場合や配線不良や周辺機器の故障等が発覚した場合など安全性に疑義が生じると判断した場合は、担当職員に報告するとともにその対応について協議する。

15 施工手順(屋内)

屋内の施工は、それぞれの施設管理者と日程調整を行い、現場での安全を最優先し以下の手順にて行うこととする。

- (1) 施工に先立ち、施設管理者からの指導及び日程表の提出を行い、施設利用者に配慮した計画の 策定及び施工・施工管理を実施すること。
- (2) 足場等の組み立て及び設置は、それぞれの資格保持者が行うこと。
- (3) 施設内の安全確保として、照明施工を実施していることの注意表示(立て看板等)を行うこと。
- (4) LED 照明取付に合わせて、周辺機器の種類や状態(故障の有無等)を確認すること。
- (5) 破損しないように配慮し既設照明器具を取り外し、LED 照明を取り付ける。
- (6) 取り付け後は器具の落下防止措置を施すこと。
- (7) 照明機器と接続する配線は、容量に応じた新規ケーブルを使用すること。
- (8) 施工後に変更、追加された情報については、調査・設計及び施工監理編で作成した照明施設管理 用データに反映し、更新する。また、位置の変更や撤去、本事業以外における管理移管や照明新 設等があった場合は、照明位置図の更新も併せて行なうこと。
- (9) 設置完了後は、試験点灯を行う。
- (10) 作業現場の状況で機器類の取り付けが困難な場合、あるいは配線不良や周辺機器の故障等が発 覚した場合など安全性などに疑義が生じると判断した場合は、担当職員に報告するとともにその対 応について協議する。

16 管理プレートの設置

- (1) 個々の識別を行うための管理プレートを、独立柱 1 本に対し1枚、屋内照明に関しては建屋 1 棟に対し1枚設置し、アンダー等は 1 箇所 1 枚を基本とするが、担当職員と協議の上決定し設置する。
- (2) 既設 LED 照明に対しても管理プレートを設置する。(プレート設置対象照明は、「4施工対象設備」を参照)

(3) 管理プレートの規格等は、耐候性に優れた素材を使用すること。また、視認性の高いデザインを設計し担当職員の承認を得ること。

なお、各管理プレートに記載すべき事項及びプレートサイズは、担当職員と協議の上、決定すること。

17 写真管理

写真の管理は、1施設毎に、着手前及び施工中並びに完了時について各1枚以上撮影する。その他の写真は適宜撮影することとし、撮影項目、撮影頻度、撮影方法、提出媒体等は、担当職員と協議の上、決定すること。

18 完成図書

事業者は、照明機器の設置が全て完了したときは、遅滞なく完成図書及び照明施設管理用データの構築・更新並びに履行の完了を証明する資料等を本市に提出すること。また、図書の内容については設置した照明灯具の姿図(CAD)、施工前後写真、管理プレート写真及び全景写真と位置図を必須とする。。また、道路河川課、都市整備課、スポーツ推進課、各施設に1部チューブファイル等を利用し製本し提出する。なお、完成図書の内容及び構成等については、担当職員に確認の上、作成するものとする。

19 電力契約の変更

- (1) 本事業により対象となっている照明施設(調査・設計及び施工監理編において不一致不整合が発 覚したものの契約変更の手続きも含まれる)について、電気料金の使用電力区分を変更できるもの については、受注者の責任において電力会社の契約変更手続きを行うこととする。
- (2) 契約変更手続きを実施した証を担当職員に提出する。
- (3) 契約種別の変更については、あらかじめ担当職員の承認後に行う。

20 省エネルギー効果の計測・検証

- (1) 省エネルギー効果の計測と検証方法を担当職員へ提出し、承認を得る。
- (2) エネルギーの使用量を集計し、省エネルギー効果の計測を行う。
- (3) エネルギーに関する換算値等は、電気における一次エネルギー換算値、二酸化炭素排出係数の設定する根拠を提示し、その使用に当たっては最新版とする。
- (4) Co2 排出量の算出については、佐野市役所地球温暖化対策実行計画に記載されている手法での 算出を必須とする。

21 都市公園台帳の更新

照明灯数や灯具種別について、施工後の情報を本市が管理する既存の都市公園台帳(都市整備課及びスポーツ推進課)へ反映し、更新する。また、本事業で作成した施工図や材料試験成績表等についても必要に応じて既存の都市公園台帳に添付する。都市公園台帳への記載方法等は、担当職員と協議すること。なお、都市公園台帳とは、都市公園法第 17 条第 1 項で示すものである。

22 照明施設管理用データの更新

調査・設計完了時から施工終了までに、各照明施設に新たな事象(増減等)が発生した場合には 照明施設管理用データの更新を行い、担当職員に提出することとする。

23 佐野駅前広場特殊照明について

佐野駅南側に道路河川課及び都市整備課所管の対象照明(別紙2「佐野駅前広場 LED 化方針図」(以下、「方針図」という。)参照)があり、本事業の対象(一部対象外の照明あり。)とする。また、照明ごとの LED 化方針は方針図を参照のこと。なお、施工に伴う諸条件は、本書施工編による。

- (1) 方針図で示す、ロータリー部分は道路の照明仕様を基準とし、中央の広場部分は公園の照明仕様 を基準とする。
- (2) 照明設備の選定は、それぞれ既設照明の照度と同等で、且つ現状の意匠性を考慮した照明器具の選定を行い、担当職員の承認を得たのちに施工する。
- (3) 点灯用センサー及びタイマー、ブレーカーについて、全て新品に交換する。
- (4) 絶縁抵抗値の計測を行い、適正な値以下である場合は、電源ケーブルの引き直しを提案し、担当職員の承認を得る。
- (5) 独立ポールについては基礎部分の補強工事を行う。
- (6) オベリスク照明については、4面に施されている化粧石を全て撤去し、周辺との調和を考慮した耐候性のある塗装等を施すこととする。
- (7) その他、最終提案書にもとづき、本市にとって有効な工法があれば、担当職員に報告し協議する。

維持管理編

1 適用

本事業の維持管理に係る、必要な項目を定め、契約の適正な履行の確保を図るものである。

2 事業期間

「調査・設計(D)及び施工監理並びに施工(B)」契約の目的物の引渡しを受けた日から10年間

3 事業場所

市内全域

道路河川課所管の市道等、都市整備課所管の公園等施設及びスポーツ推進課所管の公園等施設

4 維持管理対象設備

- (1) 対象設備照明の所管及び数量は、別紙1「事業対象照明集計表(以下「集計表」という)」のとおりと する。
- (2) 本編における対象は、上記集計表の内「②維持管理対象灯数」記載のとおりとする。
- (3) 対象範囲

施工時交換した照明機器及び周辺機器と既設 LED 照明設備の照明機器及び周辺機器も含むこととする。

(4) 追加要件

維持管理期間中に追加管理となる照明施設(以下、「追加管理照明」という)についても、本編維持管理の対象とする。なお、追加管理照明とは、栃木県等から移管される照明施設及び本事業以外で新たに設置された照明施設等(70 灯程度を想定)をいう。また、維持管理開始時点については、担当職員との協議の上、決定する。

(5) 管理プレート

施工編にて設置された管理プレートの維持管理及び追加管理照明が発生した際、適宜、管理プレートを設置する。なお、紛失、破損、再整備等における管理プレート設置も含む。また、事業完了時に余った管理プレートは佐野市に無償譲渡する。

(6) 照明施設管理用データ等

維持管理期間完了時に調査・設計及び施工編にて作成した照明施設管理用データ並びに都市公園台帳の更新を行う。また、位置の追加、変更、撤去等があった場合は照明位置図の更新も行う。

5 維持管理連絡体制

受注者は維持管理連絡体制を作成し、担当職員へ提出しなければならない。また、維持管理連絡体制において、変更等が生じた場合には、速やかに担当職員へ変更維持管理連絡体制を提出しなければならない。

6 緊急時対応

対象の照明が何らかの外的要因により不点灯や破損等が認められた場合、担当職員の指示により現場確認点検を行う。また、周囲の交通等への妨げや灯具の落下・倒壊など危険が認められる場合は、安全措置として応急工事を行う場合も想定すること。また、その旨を担当職員に対し報告する。

7 不点灯・不具合時の対応

- (1) 不点灯・不具合等について市民等からの通報を発注者が受けた際は、担当職員からの指示に基づき管理対象の照明施設について、不具合や不点灯が発生した原因調査と修繕や機器交換等(以下、「修繕等」という)の提案(修繕等の参考費用算出を含む)を行うととする。
- (2) 上記の提案について、担当職員と協議し、本事業において新設した LED 照明器具については、速 やかに修繕等を実施する。本事業において新設した LED 照明器具以外の修繕等の対応は、担当 職員との協議により、その後の対応を決定する。

(3) 履歴

修繕等を行った場合は、その履歴として、発生日付、復旧日付、道路・公園等照明施設番号、修繕内容等を記載した一覧表を作成する。また、照明施設管理用データに修繕等履歴、修繕等内容を反映させ維持管理期間中保持する。

(4) 報告

維持管理の期間中において、最低年1回維持管理報告書を担当職員に提出する。

8 更新

維持管理の期間中において、各照明施設に新たな事象(増減等)が発生した場合、不点灯・不 具合についての対応状況について全て記録し、照明施設管理用データに更新を行い、維持管理期 間終了時に担当職員に提出する。

【別紙1】事業対象照明集計表

① LED化対象灯数

課名	紐	類	灯数	佐野駅前特殊照	合計			
	生	<u> </u>	(a)	明(b)	(a) +	(b)		
道路河川課	屋外灯	連続照明	336	48	384	631		
但岭/5川床 	(生力)	局所照明	247	0	247	031		
都市整備課	屋外灯	園路灯	366	63	429	737		
1111 金川林	屋内灯	室内灯	308	0	308	131		
スポーツ推進課	屋外灯	園路灯	206	0	206	211		
スポーク推進床	屋内灯	室内灯	5	0	5	211		
	合計		1,468	111	1,579	1579		

種類別集計

三次//1/2/11	
種類	灯数
道路灯	631
園路灯	635
屋内灯	313
合計	1,579

② 維持管理対象灯数

課名	維持管理対象灯数							
本有	屋外灯	屋内灯	合計					
道路河川課	679		679					
都市整備課	469	379	848					
スポーツ推進課	216	5	221					
合計	1364	384	1748					

③ 管理プレート数(概数)

課名	管理プレート数							
林仁	屋外灯	屋内灯	合計					
道路河川課	576		576					
都市整備課	403	80	483					
スポーツ推進課	214	1	215					
合計	1,193	81	1,274					

※屋外灯は1柱1枚、屋内灯は1施設1枚として計算

④ 事業対象照明灯具種類別集計表

事業内容	所管課		屋内灯		屋外灯					総計					
尹未內谷	川自味	蛍光灯	LED	屋内灯合計	水銀灯	HID	蛍光灯	LED	ナトリウム	ガス灯	無電極 放電灯	白熱灯	ハロゲン	屋外灯合計	がい百十
	道路河川課		_	0	540		84	_				7		631	631
】 ①LED化対象灯数	都市整備課	308	_	308	352	13	23	_	27	3	11			429	737
	スポーツ推進課	5	_	5	182		19	_					5	206	211
	合計	313	1	313	1074	13	126	ı	27	3	11	7	5	1266	1579
	道路河川課			0	540		84	48				7		679	679
┃ ②維持管理対象灯数	都市整備課	312	67	379	352	13	23	40	27	3	11			469	848
少胜付日生別家別数	スポーツ推進課	5		5	182		19	10					5	216	221
	合計	317	67	384	1074	13	126	98	27	3	11	7	5	1364	1748

(注) 上表は、「令和3年度 公園照明等調査業務委託 佐野市若松町外」成果品より抽出

